

門川町令和4年1月～3月分事業者支援金

宮崎県内全域が「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されたことを受け、売上減少など、経営に大きな影響を受けている町内の中小企業・小規模事業者等に対して、事業継続と経済の安定を図るための支援として支援金を支給します。

対象者

中小企業基本法に定める中小企業者で、令和3年11月30日までに開業しており、次のいずれかに該当する方。

法人 : 主たる事業所を町内に有すること

個人 : 町内に住所を有する方

※ただし、令和4年1月からのまん延防止等重点措置適用に伴う営業時間短縮要請の協力金を受給する飲食店は除く。

支給要件

- ▷ 令和4年1月～3月のいずれかの月の事業収入額が、平成31年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して減少していること。
- ▷ 申請日時点で事業活動を行っており、継続する意思があること。
- ▷ 政治団体、宗教上の組織もしくは団体でないこと。
- ▷ 暴力団もしくは暴力団関係者、反社会的勢力関係者でないこと。

※.すべての要件を満たすこと

支給額

一律 10万円

申請期間

令和4年2月21日（月）～令和4年4月28日（木）まで